

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(軽油引取税)		
要望項目名	バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の特例措置の創設		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 軽油特定加工業の登録業者が製造するバイオディーゼル燃料混和軽油（以下「BDF混和軽油」という。）を販売した者。</p> <p>・ 特例措置の内容 軽油特定加工業の登録業者が製造したBDF混和軽油を販売した際に、使用されたBDFの数量に相当する分の軽油引取税を非課税とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法 第144条第1項第3号、第144条の2 地方税法附則 第12条の2の7 地方税法施行規則附則 第4条の7</p>		
減収見込額	(初年度) ▲482 (ー) (平年度) ▲482 (ー) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 エネルギー源の多様化・分散化を推進する観点から、地域の廃食用油・菜種等から作られるBDFを、地域循環型燃料として普及・拡大を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 東日本大震災・原発事故を受け、新たなエネルギー政策及び地球温暖化対策の見直しが進められている中、エネルギーの多様化・分散化を推進し、自立型エネルギー供給体制の強化を図ることが重要な課題である。 BDFは、廃食用油や菜種など幅広い原料から生産が可能で、地域における循環型のエネルギー供給等に活用されている。地域でのBDF活用の取組は着実に進んでおり、BDFの生産量(推計)は平成18年度の約5千klから平成22年度の約2万klへと、4倍に増加している。 しかしながら、BDFを軽油に対し5%以下で混和し、品確法上の軽油として流通させる場合、混和されたBDF分についても軽油引取税(32.1円/l)が課税されることから、5%以下の低濃度BDF混和軽油の利用は進まず、代わりに、品確法上の軽油認定を受けない、非課税のBDF100%利用燃料(B100)の自家消費にとどまっているのが現状である。 こうした中、平成21年に自動車排ガス規制強化により、B100の利用は新規制の下では困難になりつつある。地域循環型燃料として、BDFと軽油の混和による低濃度利用(B5)の道を新たに開くため、混和分のBDFに係る軽油引取税の免税措置が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策										
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー基本計画」(平成22年閣議決定) バイオ由来燃料を、2020年に、全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。 ・京都議定書目標達成計画(平成17年度閣議決定) 原油換算50万kl/年のバイオ燃料の導入 										
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日まで										
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ										
政策目標の達成状況	<p>BDFの年間製造量の推移 (年度) (年間製造量(kl))</p> <table border="1"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>20,000</td> </tr> </table> <p>※バイオディーゼル燃料利用推進協議会及び農林水産省調べによる。</p>		平成18年度	5,000	平成19年度	10,000	平成20年度	10,000	平成21年度	13,000	平成22年度	20,000
平成18年度	5,000											
平成19年度	10,000											
平成20年度	10,000											
平成21年度	13,000											
平成22年度	20,000											
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成25年度適用見込み数(kl) 15,000kl 平成25年度減税見込み額 482百万円</p> <p>※農林水産省調べによる。</p>										
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>BDFは、原料の油脂や製造方法によって品質にばらつきがあり、軽油に比べてエンジンの部材に劣化等の影響があることから、軽油として流通させる場合には、品確法施行規則においてBDF混和割合の上限値が定められている。一方、B100として自家消費向けに使用する場合には、品確法の規格を満たす必要はなく、軽油引取税の対象にならない。そのため、車両や環境への負荷が大きいにもかかわらず、自治体等の公用車や清掃車にB100が利用されているケースが多い。</p> <p>しかしながら、平成21年に自動車排ガス規制が大幅に強化され、新規制対応の新型車両が順次導入されていることから、B100の利用が困難化していく見込みである。今後B100の需要縮小が進むと、各地で進んできたBDF利用の取組が縮小してしまう可能性がある。</p> <p>本税制措置により、品確法上軽油として認められる5%以下のBDF混和軽油は、軽油引取税が最大1.6円/l控除され、消費者の負担が軽減されることから、BDF混和軽油の価格競争力の向上を通じて、バイオ燃料の円滑な導入と普及拡大が期待される。</p>										

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の政策目的である他の税制の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の政策目的である予算措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>現状では、BDFを軽油と混和し、品確法上の認定を受けて流通させる場合に、混和されたBDF分についても軽油引取税分が徴収されることから、用途がB100のみの自家消費が主体となっており、低濃度のBDF混和軽油での普及が進まない実態がある。</p> <p>BDFの普及拡大のためには、製造設備等への投資や回収・流通システムの構築等に対する補助金等、対象が限定される供給体制への対策を講じることは十分ではなく、軽油と混和された後にBDF分にも課税される軽油引取税を減免し、従来の軽油との価格競争を可能にすることで、流通を加速させ市場を確保することが求められる。</p> <p>また、本税制措置は、品確法に基づく軽油特定加工業者を対象としており、品確法の規格に適合したBDF混和軽油に対する減免措置であるため、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置となっている。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	本税制措置により、品確法上軽油として認められる5%以下のBDF混和軽油は、軽油引取税が最大1.6円/l控除され、消費者の負担が軽減されることから、BDF混和軽油の価格競争力の向上を通じて、バイオ燃料の円滑な導入と普及拡大が期待される。	
前回要望時の達成目標	—	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	新設	
ページ		—